

議案第 46 号

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例

橋本市企業立地促進条例(平成19年橋本市条例第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 投下固定資産総額 新事業所を新設又は増設するに当たり取得した土地(操業開始日前3年以内に取得したものに限る。)、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額をいう。</p> <p>(9) 増加固定資産総額 新事業所を移設するに当たり取得した土地(操業開始日前3年以内に取得したものに限る。)、家屋並びに新事業所の用に供するのために取得した償却資産の合計額から移設に際し既存の事業所の全部又は一部を廃止したことにより減少した土地、家屋並びに償却資産の合計額を減じて得た額をいう。</p> <p>(10) 新規雇用者 設置者が対象施設を新設等するに当たり新たに雇用された市内に住所を有する者若しくは、対象施設で勤務するため新たに市内に転入した者で、かつ雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出がされ、同法第9条第1項の承認を受けた者をいう。</p> <p>(奨励金の交付) 第3条 略 2</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 投下固定資産総額 新事業所を新設又は増設するに当たり取得した土地、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額をいう。</p> <p>(9) 増加固定資産総額 新事業所を移設するに当たり取得した土地、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額から移設に際し既存の事業所の全部又は一部を廃止したことにより減少した土地、家屋並びに償却資産の合計額を減じて得た額をいう。</p> <p>(10) 新規雇用者 設置者が立地に係る協定(以下「協定」という。)の締結日以後に対象施設を新設等するに当たり新たに雇用された市内に住所を有する者若しくは、対象施設で勤務するため新たに市内に転入した者で、かつ雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出がされ、同法第9条第1項の承認を受けた者をいう。</p> <p>(奨励金の交付) 第3条 略 2 3 奨励金は、協定の締結日から起算して3年以内に対象施設の新設等に係る建設に着手しない場合は、交付しないものとする。</p>

<p>(奨励金の交付額) 第4条 略 (進出計画書) 第4条の2 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設の新設等に係る進出計画書(進出計画、企業概要等を記載したもの)を協定の締結日までに市長に提出しなければならない。</p>	<p>(奨励金の交付額) 第4条 略</p>
--	----------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に本市への立地を明らかにし、当該立地に係る土地の引渡しが完了している企業にあっては、当該土地の引渡日から7年以内に操業した場合、第3条第3項の規定を適用しない。